

特定営利活動法人 川に学ぶ体験活動協議会の会費に関する規定
改訂箇所一覧

平成 19 年 6 月 2 日

改訂後	改定前
<p>(会費の種類)</p> <p>第 2 条 この規定で定める会費は、次の通りとし、会費は毎年納入しなければならない。</p> <p>(1) 団体会員</p> <p style="padding-left: 2em;">正会員 20,000 円</p> <p style="padding-left: 2em;">一般会員 10,000 円</p> <p style="padding-left: 2em;">賛助会員 (1 口) 5,000 円</p> <p>(2) <u>個人会員</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>正会員 10,000 円</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>一般会員 5,000 円</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>賛助会員 (1 口) 1,000 円</u></p> <p>2 賛助会員について、個人の場合は 1 口以上、団体の場合は 4 口以上とする。</p>	<p>(会費の種類)</p> <p>第 2 条 この規定で定める会費は、次の通りとし、会費は毎年納入しなければならない。</p> <p>(1) 正会員 20,000 円</p> <p>(2) 一般会員 10,000 円</p> <p>(3) 賛助会員 (1 口) 5,000 円</p> <p>2 賛助会員について、個人の場合は 1 口以上、団体の場合は 4 口以上とする。</p>
<p>附則</p> <p>3 . 本規定の会費改正については、2007 年 4 月 1 日に遡って適用する。</p>	